(ウ)　北緯二五度一三分一五秒
　　東経一三二度三〇分五二秒
(エ)　北緯二四度〇〇分一六秒
　　東経一三二度五九分五二秒
(オ)　北緯二四度〇〇分一五秒
　　東経一三一度二二分三八秒
(カ)　北緯二四度〇七分三三秒
　　東経一三一度一〇分二五秒
実施艦等　自衛艦十三隻、航空機二機
その他　一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。
二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。
三　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第五十三号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。

平成二十六年三月二十八日

防衛大臣　小野寺五典

日　時　平成二十六年四月八日から同月十日までの間、毎日〇六〇〇から一八〇〇まで

区　域　津軽海峡東方の北緯四一度二〇分一〇秒、東経一四二度二九分四七秒の地点を中心とする半径十五海里の区域

実施艦等　自衛艦七隻、航空機一機

その他　一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。
二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。
三　前記区域の地点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第五十四号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。

平成二十六年三月二十八日

防衛大臣　小野寺五典

日　時　平成二十六年四月八日から同月十日までの間、毎日〇六〇〇から一八〇〇まで

区　域　津軽海峡西方の北緯四〇度五五分〇九秒、東経一三九度〇四分四八秒の地点を中心とする半径十海里の区域

実施艦等　自衛艦七隻、航空機一機

その他　一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。
二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。
三　前記区域の地点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第五十五号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。

平成二十六年三月二十八日

防衛大臣　小野寺五典

日　時　平成二十六年四月十二日の〇八〇〇から一七〇〇まで

区　域　野島埼南方の次の(ア)から(エ)までの四地点を順次結んだ線及び(ア)の地点と(エ)の地点を結んだ線により囲まれる区域
(ア)　北緯三四度三五分一二秒
　　東経一四〇度一六分四八秒
(イ)　北緯三四度〇八分一二秒
　　東経一四一度〇一分四八秒
(ウ)　北緯三三度四四分一二秒
　　東経一四〇度二二分四八秒
(エ)　北緯三四度三一分一二秒
　　東経一四〇度〇七分四八秒

実施艦等　自衛艦六隻

その他　一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。
二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。
三　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第五十六号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。

平成二十六年三月二十八日

防衛大臣　小野寺五典

日　時　平成二十六年四月十七日の〇七〇〇から一八〇〇まで

区　域　若狭湾北方の次の(ア)から(エ)までの四地点を順次結んだ線及び(ア)の地点と(エ)の地点を結んだ線により囲まれる区域
(ア)　北緯三七度〇二分一秒
　　東経一三五度三九分四九秒
(ウ)　北緯三六度四〇分一秒
　　東経一三四度五九分五〇秒
(エ)　北緯三七度〇〇分一秒
　　東経一三四度五九分五〇秒

実施艦等　自衛艦八隻

その他　一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。
二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。
三　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第五十七号

海上における射撃訓練等を次のとおり実施する。

平成二十六年三月二十八日

防衛大臣　小野寺五典

日　時　平成二十六年四月十四日から同月十八日までの間、毎日〇六〇〇から二〇〇〇まで

区　域　野島埼南方の次の(ア)から(エ)までの四地点を順次結んだ線及び(ア)の地点と(エ)の地点を結んだ線により囲まれる区域
(ア)　北緯三四度三五分一二秒
　　東経一四〇度一六分四八秒
(イ)　北緯三四度〇八分一二秒
　　東経一四一度〇一分四八秒
(ウ)　北緯三三度四四分一二秒
　　東経一四〇度二二分四八秒
(エ)　北緯三四度三一分一二秒
　　東経一四〇度〇七分四八秒

実施艦等　自衛艦十隻、航空機六機

その他　一　射撃訓練等は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃等海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。
二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。
三　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第五十八号

海上における射撃訓練等を次のとおり実施する。

平成二十六年三月二十八日

防衛大臣　小野寺五典

日　時　平成二十六年四月十四日及び同月十五日の毎日〇六〇〇から一八〇〇まで

区　域　豊後水道南方の次の(ア)から(カ)までの六地点を順次結んだ線及び(ア)の地点と(カ)の地点を結んだ線により囲まれる区域
(ア)　北緯三一度四八分一三秒
　　東経一三三度二九分五一秒
(イ)　北緯三一度四二分一三秒
　　東経一三三度二九分五一秒
(ウ)　北緯三一度二八分一三秒
　　東経一三二度五九分五一秒
(エ)　北緯三一度三六分一三秒
　　東経一三二度五九分五一秒
(オ)　北緯三一度三六分一三秒
　　東経一三二度三七分五一秒
(カ)　北緯三一度四八分一三秒
　　東経一三二度三七分五一秒

実施艦等　自衛艦十隻、航空機二機

その他　一　射撃訓練等は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃等海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。
二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。
三　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第五十九号

防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律施行令（昭和四十九年政令第二百二十八号）第十二条の規定に基づき、平成二十四年防衛省告示第百六十五号（防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律施行令第十二条の規定に基づき、防衛大臣が指定する施設として指定した件）の一部を次のように改正したので、同令第十九条の規定により、告示する。

平成二十六年三月二十八日

防衛大臣　小野寺五典

本則に次の一号を加える。

三　除雪機械その他除雪の用に供する施設